

(4) 通級による指導を効果的に行うための校内体制の構築

○ 児童生徒を真ん中にして通級による指導の校内体制を確認する

通級による指導を受ける児童生徒は、一人一人の教育的ニーズが異なることに加え、学習環境に影響されやすいことも考えられます。

通級による指導における特別の教育課程（第1章第4の2の（1）のウ）

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編

そのため、上記枠囲みにあるとおり、通級による指導の実施に当たっては、特別な指導（自立活動P22を参照）を行うだけでなく、児童生徒が、通級による指導において学んだことを通常の学級で生かせるよう「教師間の連携」が明記されています。

このことを踏まえ、校長は校内委員会等の組織を活用し、通級担当教員と通常の学級担任や教科担任、特別支援教育コーディネーター等が、児童生徒の指導・支援の状況や入級・退級の目安等について共有するための校内体制を整えます。

その際、通級を退級した児童生徒の様子や通級による指導を受けることが必要と思われる児童生徒の様子なども含め共有することが考えられます。

また、通級担当教員には障がいの状態等に応じた専門性の高い指導だけでなく、児童生徒の実態に応じた柔軟な指導方法を併せ有することや学級担任等への助言・提案力が求められます。こうした教員を計画的に育成・配置し、本人や保護者はもとより、通常の学級を担当する教職員等においても、「通級による指導を活用して良かった」という成果を出すことが校長の重要な役割の一つです。

Aさんのことで相談があるんですが・・・。

その後Aさんの調子はどうですか？



通級
担当教員



学級担任

<「通級による指導」に関わり校長が知っておいた方がよいこと>

- 通級による指導の場を設けることが容易でない場合に、安易な特別支援学級への在籍変更や開設はできません。面談や教育相談、管理職の校内巡回などを通じて、児童生徒の教育的ニーズを把握し、自校で通級による指導を開設できない場合には、市町村教育委員会と連携し、隣接校や中学校区等で連携・協力することなどにより、通級による指導を開始することができます。
- 国では他校通級に伴う児童生徒や保護者の送迎等の負担を軽減することや、在籍校の慣れた環境で安心して指導を受けることができる自校通級や巡回指導を推進しており、道教委としても、一日のうちに担当教員が複数の学校に巡回しなければならないなど、やむを得ない理由により巡回指導を必要とする場合には、予算の範囲内で旅費を措置しています。